

○ニセコ町農業用水路補修事業助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 15 日
訓令第 12 号

(目的)

第 1 条 ニセコ町では、生産性の高い農業の実現に向け、地域において水利組合及び農事組合を組織し、農業用水路が有する機能を最大限発揮させるため適正な維持管理が行われている。

しかしながら、近年農業用水路の整備から長期間経過し、経年変化による老朽化が進行するなど補修が必要な箇所が出てきている。このため、農業用水路の破損を未然に防ぎ、農への影響を最小限に留めるとともに、豊かな農地が織り成す優れた農村環境を保全することを目的に地域が自主的に行う農業用水路の補修作業に対して、助成金を交付するためこの要綱を制定する。

(交付対象者)

第 2 条 助成金の交付対象は、ニセコ町内の農業者等において組織する水利組合及び農事組合(以下「水利組合等」という。)とする。

(交付対象経費)

第 3 条 交付の対象となる経費は、**水利組合等が行う農業用水路の補修に係る経費**とする。ただし、国、道等の補助事業を活用する場合については、その補助対象となる経費を除くものとする。

2 前項のほか、町長が特に必要と認めた場合は、助成金の交付対象とすることができる。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、前条により算定した**交付対象経費の 2 分の 1 以内**とする。

(交付申請等の手続き)

第 5 条 助成金の交付申請等の手続きは、ニセコ町補助規則(昭和 52 年ニセコ町規則第 3 号)に定めによるものとする。ただし、交付申請を行う場合にあっては、ニセコ町農業用水路補修事業計画書(別記第 1 号様式)を添付するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。